厚生労働部会・TPP対策委員会 第三グループ(厚生労働)合同会議

平成25年3月11日(月) 17時 党本部704号室

一、開会・進行

武藤 容治 副部会長・副主査

一、挨拶

福岡 資麿 部会長・主 査

一、TPP協定交渉の現状について

(説明) 内閣官房

一、TPP協定交渉の分野別の現状について

(説明) 外務省・厚労省

(質疑応答)

一、閉会

【出席省庁】

内閣官房、厚生労働省、外務省、農林水産省、内閣府、法務省、消費者庁、 特許庁

【出席者】

とかしき なおみ 厚生労働省大臣政務官

堀江 裕 厚生労働省大臣官房国際課統括調整官

吉岡 てつを 厚生労働省医政局総務課長

田原 克志 厚生労働省医政局医事課長

岩澤 和子 厚生労働省医政局看護課長

鎌田 光明 厚生労働省医政局経済課長

赤川 治郎 厚生労働省医薬食品局審査管理課長

鷲見 学 厚生労働省食品安全部企画情報課国際食品室長

森口 裕 厚生労働省食品安全部基準審査課長

道野 英司 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長

井上 肇 厚生労働省大臣官房企画官(保険局併任)

國分 隆之 内閣官房副長官補付内閣参事官

中川 周 内閣官房副長官補付企画官

官澤 治郎 外務省経済局サービス貿易室首席事務官

福盛田 共義 農林水産省消費・安全局植物防疫課長

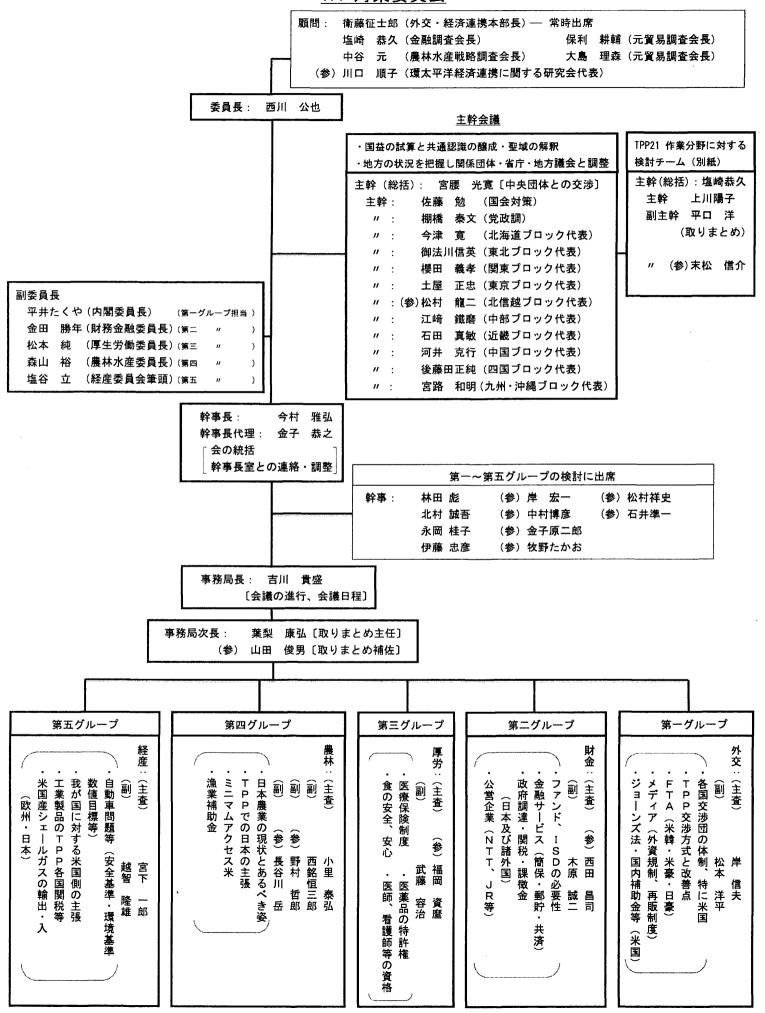
作山 巧 農林水産省国際部国際経済課国際交渉官

井原 辰雄 内閣府食品安全委員会総務課長

山崎 浩一 法務省入国管理局補佐官 増田 直弘 消費者庁食品表示課長

樫本 剛 特許庁国際課国際制度企画官

TPP 対策委員会



TPP交渉参加に関する決議

平成25年2月27日 自由民主党政務調査会 外交・経済連携調査会

- 1 先の日米首脳会談を受けて、依然としてTPP交渉参加に対して慎重 な意見が党内に多く上がっている。
- 2 政府は、交渉参加をするかどうか判断するにあたり、自由民主党における議論をしっかり受けとめるべきである。
- 3 その際、守り抜くべき国益を認知し、その上で仮に交渉参加の判断を 行う場合は、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すべき である。
- 4 守り抜くべき国益については別紙のとおり、確認する。 以上決議する。

TPPに関して守り抜くべき国益

公約に記された6項目関連

①農林水産品における関税

米、麦、牛肉、乳製品、砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象となること。

②自動車等の安全基準、環境基準、数値目標等

自動車における排ガス規制、安全基準認証、税制、軽自動車優遇等の我が国固有の安全基準、環境基準等を損なわないこと及び自由貿易の理念に反する工業製品の数値目標は受け入れないこと。

③国民皆保険、公的薬価制度

公的な医療給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合診療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。

④食の安全安心の基準

残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、輸入原材料の原産 地表示、BSE基準等において、食の安全安心が損なわれないこと。

⑤ I S D 条項

国の主権を損なうようなISD条項は合意しないこと。

⑥政府調達・金融サービス業

政府調達及び、かんぽ、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については我が 国の特性を踏まえること。

一党内議論において下記事項についても強い指摘があった

一

医薬品の特許権、著作権等

薬事政策の阻害につながる医薬品の特許権の保護強化や国際収支の悪化につながる著作権の保護強化等については合意しないこと。

事務所開設規制、資格相互承認等

弁護士の事務所開設規制、医師・看護師・介護福祉士・エンジニア・建築家・公認会計士・税理士等の資格制度について我が国の特性を踏まえること。

漁業補助金等

漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。

メディア

放送事業における外資規制、新聞・雑誌・書籍の再販制度や宅配については我が国の特性を踏まえること。

公営企業等と民間企業との競争条件

公営企業等と民間企業との競争条件については、JT・NTT・NHK・JRをはじめ、我が国の特性を踏まえること。

資料1

TPP協定交渉の現状

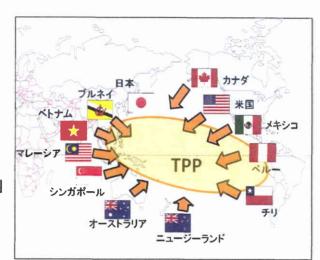
(説明資料)

平成25年2月 内閣官房

- ①:これまでのTPP関連の動き
- ②:日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場
- ③:TPP交渉参加に向けた米国との協議
 - (参考1):TPP協定のメリット及びデメリットとして指摘される点(例)
 - (参考2)TPPに加入した際の影響に関する試算
 - (参考3):APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合
 - (参考4):日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較
 - (参考5):これまでのTPP広報に係る取組について

①これまでのTPP関連の動き

- 2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。
- |2008年 米国が交渉開始意図表明。
- 2009年 米国、TPP交渉への参加を議会通知。
- 2010年(交渉会合を4回開催)
 - 3月 第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。
 - 10月 菅総理(当時)所信表明演説「<u>環太平洋パートナーシップ協定交渉等</u> <u>への参加を検討</u>し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」 第3回会合でマレーシアが交渉参加。**計9カ国**に。
 - 11月 APEC首脳会議(於:横浜)
 - ·菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」



2011年(交渉会合を6回開催)

- 11月 APEC首脳会議(於:ホノルル)
 - •野田総理(当時)、「<u>交渉参加に向けた関係各国との協議を開始</u>し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたい」旨表明。
 - ・メキシコ、カナダ、交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年(交渉会合を5回開催)
- 1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒<u>米、豪、NZを除く6カ国は我が</u>国の交渉参加を支持。
 - 4月 日米首脳会談で、<u>オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明</u>あり。
 - 6月 交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。
 - ⇒10月、<u>両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続が終了。計11カ国</u>に。(※実際の交渉会合への参加は11月)
- 11月 オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。 東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。
- 2013年 次回交渉会合は3月(シンガポール)
 - (報道等によれば、5月及び9月にも交渉会合が開催予定。また、10月にはAPEC首脳会議がバリ島にて開催予定。)

TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

(出典:昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

777EX -2771B-32E 1	, , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 7 9 7 10	73 (A) (O V) I I (PR O		1号/で占む 85日的励化と	ことが多れている。
(1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、 繊維・衣料品、工業) 関税の減免の対象となる 物品の貿易に関して、関税の撤廃 や削減の方法等を定めるとともに、 内国民待遇など物品の貿易を行う 上での基本的なルールを定める。		の減免の対象となる 国の原産品(=締約国 された産品)」として認 る基準や証明制度等	(3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向 上や貿易手続きの簡素 化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、 動物や植物が病気にかか らないようにするための措 置の実施に関するルール について定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	
(6)貿易救済(セーフ	ガード等)		(7)政府調達	(8)知的財産	(9)競争政策	サービス
ある産品の輸入が急			政府や地方政府等に	知的財産の十分で効果	貿易・投資の自由化で	(10)越境サービス
産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。		よる物品・サービスの調達に 関して、内国民待遇の原則や 入札の手続等のルールにつ いて定める。		的な保護、模倣品や海賊 版に対する取締り等につ いて定める。	得られる利益が、カルテル 等により害されるのを防ぐ ため、競争法・政策の強 化・改善、政府間の協力 等について定める。	国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
	サービ	ス		(14)電子商取引	(15)投資	(16)環境
(11)一時的入国	(12)金融	ナービス	(13)電気通信	電子商取引のための環	内外投資家の無差別原	貿易や投資の促進のために
貿易・投資等のビジネスに従事する自然 人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを 定める。	を越えるサ の提供に 金融サー に特有の5	融分野の国境 電気通信の分野に えるサービス ついて、通信インフ 供について、 ラを有する主要な サービス分野 サービス提供者の義 有の定義や 務等に関するルール ルを定める。 を定める。		境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	則(内国民待遇、最恵国 待遇)、投資に関する紛争 解決手続等について定め る。	環境基準を緩和しないこと等を 定める。
(17)労働 (18)制度的事項		(19)紛争解決	(20)協力	(21)分野横断的事項		
貿易や投資の促進のため に労働基準を緩和すべきで ないこと等について定める。 協定の運用等について当事国間 で協議等を行う「合同委員会」の設 置やその権限等について定める。		協定の解釈の不一致等 による締約国間の紛争を 解決する際の手続きにつ いて定める。	協定の合意事項を履行 するための国内体制が不 十分な国に、技術支援や 人材育成を行うこと等につ いて定める。	複数の分野にまたがる規制 や規則が、通商上の障害にな らないよう、規定を設ける。		

直近の交渉の状況(第15回交渉会合の概要)

(※以下の情報は、米、ニュージーランドによるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

■1. 会合及び交渉の全体像

- ---日程:2012年12月3日-12日(於:オークランド(NZ))
- --交渉参加11ヵ国から交渉担当者が参加。
- 一次回交渉会合は、3月4日-13日にシンガポールで開催予定。
- --12月7日に開催されたステークホルダー会合には、多くのステークホルダーが参加(300名以上が登録)。交渉参加国から参加したステークホルダーにより、知的財産、労働、環境、市場アクセス等に関する70以上のプレゼンテーションが行われるとともに、交渉担当者との非公式な意見交換が行われた。同日には、交渉参加国の首席交渉官によるステークホルダーのためのブリーフが開催された。
- ─メキシコ及びカナダが、全体交渉会合に初めて参加した(注:両国は11月にメキシコで開催された中間会合から交渉に参加。)。

■2. 今次交渉会合の成果

- 一今次交渉では、初めて全体交渉会合に参加したメキシコ及びカナダを円滑に交渉に組み入れること、及び2013年中の交渉妥結 を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。29章からなる協定の残る部分をまとめるべく更なる取り組みがなされ、交渉全体として進展があった。
- 一貿易の技術的障壁, 電気通信サービス, 税関手続, 衛生植物検疫といったより技術的な分野では, 交渉担当者は問題を解決すべく, また, 残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み, 次回交渉会合までの間も作業を行うことに合意した。
- ―知的財産、環境、投資等のより複雑又はセンシティブな分野では、より技術的な問題の解決へ向けた作業が行われるとともに、交渉妥結の際に解決が必要な難しい問題についても、実質的な立場の相違の明確化に向けた作業が行われた。
- 一市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達の市場を開放するコミットメントに関しても議論を行った。また、次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。

最近のTPP交渉会合の成果

交渉会合の成果	日程·場所	
-期待していたより良い進展があり、 <u>中小企業による協定利用促進に関する議論が終結</u> 。投資,商用関係者の移動,原産地規則,知的財産,サービス貿易,市場アクセス,税関手続,労働及び環境等に関する章が前進。また,規制制度間の整合性,TPP参加国間のサプライ・チェーンの深化,開発の促進といったその他の分野的横断事項についても妥結へ向けて前進。	第12回会合 2012年 5月8日-16日	
一市場アクセスの協議では、各国の鉱工業品、農産品及び繊維市場へのアクセスを提供する野心的な関税パッケージを作成するために取り組みを継続。また、各国のサービス及び政府調達市場の自由化に向けた約束に関する議論を実施。	米国(ダラス)	
-国有企業に関する米国の提案について有意義な議論を行ったほか、環境、デジタル・エコノミー及び地域的サプライチェーンの開発などに関する新しい課題についても建設的な議論を行った。なお、チリは環境保全及び生物多様性に関し、チリの農業の利益を守ることを前提に、現行の国際法に沿った提案を行った。		
-税関,越境サービス,電気通信,政府調達,競争政策及び協力とキャパシティビルディングを含む多くの分野において特に重要な進展があった。また,原産地規則,投資,金融サービス,一時的入国等を含むその他の分野においても実質的な進展があった。より複雑でセンシティブな分野である知的財産,国有企業,環境についても議論を行った。	第13回会合 _2012年	
-各国の鉱工業品, 農業及び繊維市場へのアクセスを与える野心的な関税パッケージについて, 集中的な協議が続けられた。加えて, 米国と他のTPP交渉国が新しい潜在的機会があると見なしているサービス市場についても, 自由化に関する特定のコミットメントについて協議された。	7月2日-10日 米国 (サンディエゴ)	
-協定の利益を更に増大させるために、どのように地域のサプライチェーンを発展させるかについての議論も進展した。		
一米国は、知的財産の作業部会において、著作権の制限と例外に関する新しい提案を行った。		
-市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障害、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府調 達等を含む幅広い分野で進展があった。	第14回会合	
-鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。	2012年 9月6日-15日 米国	
- 交渉参加9カ国は,知的財産,環境,労働等の重要な課題についても引き続き重点的に取り組んだ。	(リーズバーグ)	

(※第12回から第14回の交渉会合後の参加国によるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

②日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場

国名	日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場
ベトナム	
ブルネイ	
ペルー] 2012年1月-2月にかけて協議を行い、6カ国からは、日本の交渉参加に関して基本的な支持
チリ	を得ている。
シンガポール	
マレーシア	
豪州*	豪州及びNZとは、2012年2月に協議を行い、先方からは日本の交渉参加への関心を歓迎する
NZ*	等の表明があったが、両国としては、 <u>我が国のTPP交渉参加について引き続き検討が必要</u> とのことであり、今後とも緊密に連絡を取り合っていくこととしている。
米国 *	2012年2月、米国からは、日本が交渉参加に向けた関係国との協議に入ることを表明したことを歓迎する等の表明あり。また、議会や利害関係者が強い関心・懸念を有している問題として、自動車、保険等の問題について説明あり。同年4月の日米首脳会談において、野田総理(当時)から昨年11月に表明した総理の考えは変わっていない旨述べ、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明あり。11月の日米首脳会談では、協議の加速化で一致。2013年2月の安倍総理とオバマ大統領の間の日米首脳会談で、両首脳間で、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点を明示的に確認し、日米の共同声明を発出。

(*:我が国が二国間でEPAを締結していない国。)

◆仮に米国との協議を終了したとしても、実際の交渉参加までに少なくとも3か月かかる。

(米国は、2007年に失効した「貿易促進権限(TPA)法」上の手続を踏襲し、交渉開始の少なくとも90日前までに議会に通知する。 メキシコ、カナダの交渉参加の際にも同手続きを経た。)

③TPP交渉参加に向けた米国との協議

自動車

・米国の関係業界や議会等の意見・要望等を踏まえ、透明性、流通、技術基準、認証手続き、新/グリーン・テクノロジー、税のような色々な考えが米国政府から伝えられているところであり、これらについては、引き続き政府間で議論中。

保険(郵政)

・米側は、日本郵政と民間企業の間に対等な競争条件が確保されるまで、日本郵政によって新規商品等が導入されるべきではない等と主張。

【参考1】2012年5月9日の朝日新聞インタビューでの斎藤前社長の発言(以下括弧内が報道)

「斎藤社長は、がん保険への参入を当面は凍結する考えを示した。いつまで凍結するかは明らかにしなかった。」 【参考2】かんぽ生命は2012年9月に学資保険の改定を申請し、同12月に条件付きで金融庁・総務省の認可を得た。ゆうちょ銀行は2012年9月に新規事業として個人向け住宅ローンへの参入を申請した。

牛肉

- ・米側は、我が国が米国産牛肉の輸入を月齢20か月以下のものに制限していることについて、科学及び国際基準に基づき、牛肉市場を開放することを主張。
- ・牛肉については、TPP交渉とは別に、わが国のBSE対策見直しの一環として、科学的知見に基づき個別に対応しているところ。
- ・厚生労働省による諮問を受け、2012年10月、食品安全委員会は、国内BSE検査の対象月齢及び牛肉輸入制限の対象月齢を30か月齢へ引き上げた場合等における人の健康への影響は無視できるとの評価を、厚生労働省に対して答申。厚労省審議会は、見直しを了承。2013年2月1日より実施。

(参考1) TPP協定のメリット及びデメリットとして指摘される点(例)

TPP協定のメリット

- (1)アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へのステップとなる。
- (2) TPP協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになる。
- (3)日本の製品がTPP協定参加国の国内製品と差別されないようになる。
- (4) 日本の技術やブランドが守られるようになる。
- (5) 日本企業が行った投資がTPP協定参加国において不当な扱いを受けないようになる。
- (6) 貿易の手続きやビジネスマンの入管手続きを簡単にすることで、中小企業も海外で活動をしやすくなる。

TPP協定のデメリット

- (1) 原則として即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないか。
- (2) 安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないか。
- (3) 公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないか。
- (4) 質の低い外国人専門家(医師・弁護士等)や単純労働者が大量に流入するのではないか。
- (5) 地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業に取られてしまうのではないか。
- (6) 外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないか。(ISDS制度)

(参考2)TPPに加入した際の影響に関する試算

平成22年に政府が対外公表した試算

【特定の分野への影響を分析した試算】

- 1. 農林水産業への影響試算(農水省試算)(「全世界」に対して関税撤廃、主要33品目) 生産額減少 毎年4. 5兆円程度
- 2. 基幹産業(自動車・電機電子・産業機械の主要品目)への影響試算(経産省試算) (日本がTPPや、EUと中国とEPAを締結せず、韓国がEU、米、中とEPAを締結した場合) 実質GDP1. 53%相当減(10. 5兆円減)

【我が国経済全体への影響を分析した試算】

3. マクロ経済効果試算(GTAP試算)

(関係省庁で合意。TPP(9カ国)参加(100%自由化))

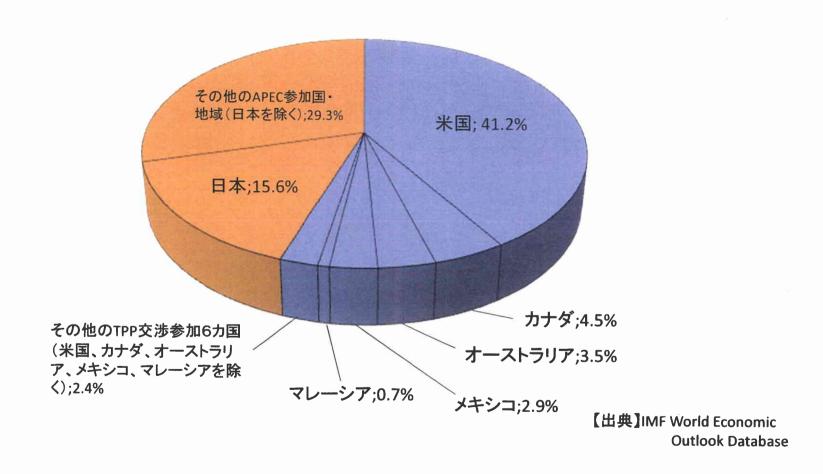
実質GDP 0.54%增(2.7兆円増)

※GTAP(Global Trade Analysis Project): WTOはじめ広く関係機関が活用している一般均衡モデル

(参考3)APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合

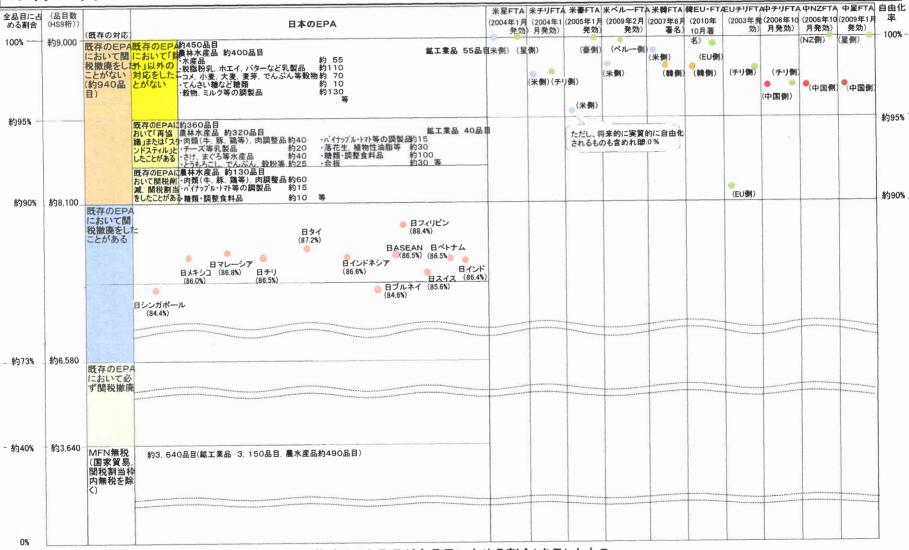
■TPP交渉参加国 : 55. 2% ■その他のAPEC参加国・地域: 44. 8%

(2010年)



(参考4)日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- ●米国·韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- ●特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注)本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したもの。 但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。 日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

(参考5)これまでのTPP広報に係る取組について

1. 新聞広告

〇2012年3月31日に全面広告を全国主要5紙(日経、朝日、読売、毎日、産経)に掲載。

2. 主要都市における地方シンポジウム

〇共同通信社及び全国地方新聞社連合会が主催した「TPPをともに考える地域シンポジウム」に参加。(昨年2月から3月にかけて合計9回実施。)

3. 都道府県別説明会

〇都道府県別説明会を2012年2月上旬から開始。都道府県からの要望があったところについては全て、説明員(課長級)を派遣し、24道府県(延べ25回)を実施。

4. 地方6団体との意見交換について

〇団体の意向を確認し、全国知事会等の6団体との意見交換を実施。

5. 諸団体等との意見交換について

〇2011年10、11月に19団体との間で意見交換を行った。2012年3月以降には、この19団体 を含む関心の高い67団体との間で意見交換を実施。

6. NPO団体主催の市民との意見交換会

ONPO団体の求めに応じ、先方主催の意見交換会(東京、大阪及び名古屋)に関係省庁(外務、経産、農水、厚労)とともに対応。

→2012年2月以降でみても、上記2. ~6. をあわせ、約90回、約100団体に対して意見交換を実施。

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定交渉の状況

平 成 2 5 年 2 月 内 閣 官 房 外務省,財務省,農水省,経産省

TPP協定交渉の概況

1. 2010年3月から15回の会合を実施

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉は、P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で2010年3月に交渉が開始された。現在では、マレーシア、メキシコ、カナダを加えた11カ国で交渉が行われている。高い水準の自由化及び非関税分野や新しい要素(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的な協定を目標とし、2012年12月までに15回の交渉会合を実施。

2. 2013年中の交渉妥結を目指す

2012年11月のASEAN関連首脳会合の機会に開催されたTPP交渉参加7カ国(米,豪,NZ,シンガポール,ブルネイ,ベトナム,マレーシア)の首脳らによる会合において,2013年中の交渉妥結を目指すこととされ,第15回交渉会合(於:NZ)では2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。2013年には,3月4日-13日にシンガポールにて第16回交渉会合が開催されるほか,5月,9月に交渉会合が開催される予定。また,4月20日,21日のAPEC貿易担当大臣会合(於:インドネシア・スラバヤ)や10月7日,8日のAPEC首脳会議(於:インドネシア・バリ)の機会に,TPP参加国の閣僚・首脳レベルによる会合が開催されるものと考えられる。

3. 分野により交渉の進展は異なる

TPP協定交渉では21の分野が扱われており、中小企業に関する議論が既に終了した他、貿易円滑化や電気通信サービス等の技術的な分野で特に交渉が進んでいる。その一方で、物品市場アクセス(関税撤廃等)、知的財産、競争政策(国有企業)、投資(ISDS)、労働、環境等の分野で交渉が難航しており、今後交渉妥結のためには分野をまたいだ交渉を含め、高い政治レベルの判断が必要とされると考えられる。

最近のTPP交渉会合の成果

会合	日程-場所	交渉会合の成果
		-今次交渉では、初めて全体交渉会合に参加したメキシコ及びカナダを円滑に交渉に組み入れること、及び2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。29章からなる協定の残る部分をまとめるべく更なる取り組みがなされ、交渉全体として進展があった。
	2012年	一貿易の技術的障壁,電気通信サービス,税関手続,衛生植物検疫といったより技術的な分野では,交渉担当者は問題を解決すべく,また,残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み,次回交渉会合までの間も作業を行うことに合意した。
第15回	12月3日 — 12日 NZ(オークランド)	一知的財産,環境,投資等のより複雑又はセンシティブな分野では,より技術的な問題の解決へ向けた作業が行われるとともに,交渉妥結の際に解決が必要な難しい問題についても,実質的な立場の相違の明確化に向けた作業が行われた。
		一市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達の市場を開放するコミットメントに関しても議論を行った。また、次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。
		一今次会合で交渉は更に進展し、ロシア・ウラジオストクで表明されたTPP首脳声明による首脳からの指示に従い、交渉担当者は、可能な場合には残る問題を解決すること及び更なる作業が必要な事項に関する関係国間の差異を狭めることに集中した。
		-協定の29の章の条文に合意するため、交渉参加9カ国の交渉担当者は取組を進めた。
第14回	2012年 9月6日-15日 米(リーズバーグ)	-市場アクセス,税関,原産地規則,貿易の技術的障害,衛生植物検疫,越境サービス,電気通信サービス,政府調達等を含む <u>幅広い分野で進展があった</u> 。
		-鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び 他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。
		一交渉参加9カ国は、知的財産、環境、労働等の重要な課題についても引き続き重点的に取り組んだ。

最近のTPP交渉会合の成果

会合	日程·場所	交渉会合の成果
		ー <u>重要な進展があり、交渉が行われている20以上の分野について妥結に向け引き続き前進した</u> 。
		一税関,越境サービス,電気通信,政府調達,競争政策及び協力とキャパシティビルディングを含む多くの分野において特に重要な進展があった。また,原産地規則,投資,金融サービス,一時的入国等を含むその他の分野においても実質的な進展があった。より複雑でセンシティブな分野である知的財産,国有企業,環境についても議論を行った。
第13回	2012年 7月2日-10日 米(サンディエゴ)	各国の鉱工業品,農業及び繊維市場へのアクセスを与える野心的な関税パッケージについて, 集中的な協議が続けられた。加えて、米国と他のTPP交渉国が新しい潜在的機会があると見な しているサービス市場についても、自由化に関する特定のコミットメントについて協議された。
		-協定の利益を更に増大させるために、どのように地域のサプライチェーンを発展させるかにつ いての議論も進展した。
		一米国は、知的財産の作業部会において、著作権の制限と例外に関する新しい提案を行った。
		- 各国は、様々な分野で見られた進展について持ち帰り検討することとなった。
		- <u>期待していたより良い進展があり、中小企業による協定利用促進に関する議論が終結</u> 。投資、 商用関係者の移動、原産地規則、知的財産、サービス貿易、市場アクセス、税関手続、労働及 び環境等に関する章が前進。また、規制制度間の整合性、TPP参加 国間のサプライ・チェーン の深化、開発の促進といったその他の分野的横断事項についても妥結へ向けて前進。
第12回	2012年 5月8日一16日	一市場アクセスの協議では、各国の鉱工業品、農産品及び繊維市場へのアクセスを提供する野心的な関税パッケージを作成するために取り組みを継続。また、各国のサービス及び政府調達市場の自由化に向けた約束に関する議論を実施。
	米(ダラス)	-国有企業に関する米国の提案について有意義な議論を行ったほか、環境、デジタル・エコノミー及び地域的サプライチェーンの開発などに関する新しい課題についても建設的な議論を行った。なお、チリは環境保全及び生物多様性に関し、チリの農業の利益を守ることを前提に、現行の国際法に沿った提案を行った。
		一今次交渉会合で解決できなかった問題については、交渉会合間用の作業計画に基づき取り扱っていく。

2012年9月のTPP首脳声明及び貿易閣僚の報告書(概要)

TPP首脳声明(2012年9月9日)

貿易閣僚による首脳への報告書(2012年9月9日)

我々は、2011年11月にホノルルで行った、貿易と投資を自由化及び促進し、新旧の貿易問題や21世紀型の課題に対応する、包括的で次世代型の地域協定をつくるという我々の約束を再確認した。我々は、ホノルルでの会合後に交渉担当者が得た重要な進展に基づき、この目標が手の届くところにあることを確信している。

我々は、交渉を早期に妥結するための我々の努力を新たにすることに合意する。我々は、多様な我々の国の間のバランスを適切にとる方法で交渉することの課題も認識しており、交渉チームに対し、交渉中の残る問題について、実際的で、創造的で、柔軟で、相互に受け入れ可能な解決策を早急に見出すように指示した。

我々は、メキシコ及びカナダとの数か月の詳細な協議を経て、両国が、交渉妥結に向けた進展を遅らせることなく、我々がTPPで達成することを追及している高いレベルの野心を約束していることを確認した。これを受けて、我々は、メキシコ及びカナダを新たなTPPのパートナーとして歓迎する。我々は、交渉チームに対し、TPP参加に関心を表明した他のアジア太平洋のパートナーの将来的な参加を促進するため、これらのパートナーとの対話を継続するよう指示した。

我々は、首脳が昨年11月に承認した「TPPの輪郭」に基づき、協 定の完成に向けて心強い進展を得た。これまで行われた会合では、 幅広い分野での我々の間の差異を相当に狭め、交渉の進展がより 遅い他の分野での作業は継続しているところである。

税関,越境サービス貿易,政府調達,電気通信サービス,競争政策,中小企業,競争力とビジネス円滑化,及び協力と能力構築を含む多くで重要な進展を得た。また,原産地規則,投資,金融サービス,一時的入国を含むその他の分野においても,交渉グループは作業を実質的に進めた。加えて,他の章における我々の差異を解決する取組みは引き続き進展している。我々は、これまで我々が達成したモメンタムを高め、年内に可能な限り多くの章をまとめる決意である。

我々は、この歴史的な協定の5つの特徴(包括的な市場アクセス、地域全域にまたがる協定、分野横断的な貿易課題、新たな貿易課題、「生きている」協定)のそれぞれの実現に向けた進展を喜ばしく思う。

現在,我々は,慎重な検討及び緻密な協議が必要な,複雑で,新しく,センシティブな分野を含む,残る問題に取り組んでいる。<u>我々は,本交渉を可能な限り早く成功裏に妥結することができるよう,こうした取り組みを続ける</u>とともに,メキシコ及びカナダを効率的に交渉に含めることに必要な資源を投入することを継続する。

TPP協定交渉の分野別状況

(2012年3月に公表したもの)

規定内容 1. 関税の撤廃等については、包括的で高いレベルの自由化を目指し、2011年1月以降、各国 間においてオファー【注1】とリクエストをそれぞれ交換し、現在も交渉が続いている。交渉参加国 の中には、すでに二国間FTAを有している国に対してオファーやリクエストを提示していない国も あるため、全ての交渉参加国が共通のオファーに基づいて交渉を行うといった方法はこれまでと られておらず、現在も二国間ベースの交渉が続いている。交渉は一定の進捗が見られるものの当 初見込まれていたよりも遅れており、依然として本格的な議論を交渉参加国の間で行う状況には 至っていない。 交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけな いとされているが、 最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、 センシティブ品目【注2】の 扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。 物品の貿易に関し 【注1】「オファー」とは、関税交渉において各国が行う品目毎の関税撤廃ないし削減に関する提案。 て. 関税の撤廃や 一般に関税交渉においては、各国がこうしたオファーを交換し、それに対する更なる「リクエスト」 削減の方法等を (要求)を行い、オファーとリクエストを繰り返して交渉を進めていく。 1. 物品市場 定めるとともに、内 【注2】センシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受ける アクセス 国民待遇など物品 おそれが高い品目をいう。 の貿易を行う上で の基本的なルー (1)関税撤廃の原則については、長期の関税撤廃などを通じて最終的には関税をゼロにすると ルを定める。 いうのが原則とされている模様。また、90~95%を即時関税撤廃(協定発効日に関税撤廃)し、 残る関税についても7年以内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を支持している国が多数 ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様。交渉は上記のとおり二国間ベースで 行われており、関税撤廃の原則の具体的な内容についての9カ国間の合意は未だない模様。 (2)センシティブ品目の扱いについては、関税の撤廃・削減の対象としない「除外」や、扱いを将来 の交渉に先送りする「再協議」は原則として認めず、10年以上を含む長期間の段階的関税撤廃 というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多いが、合意には至っていない。現時点で除外 を求めている国はない。一方, 交渉参加国には、センシティブ品目について未定としてオファーを 提示している国もある。

		· ·
分野	規定内容	之。
1. 物品市場 アクセス	物品の貿易に関して,関税の撤廃や削減の方法等を 定めるとともに,内 国民待遇など物の 国別場を行う上での基本的なルールを定める。	2. 物品の貿易に関するルールについては、P4協定や交渉参加国間の既存のFTAに見られる規定を基に議論が行われているが、鉱工業品、農産品、繊維で別々の条文案が作成されている。 (1)輸出数量制限については、追加的議論は排除しないが、特定の例外的な事情を除き、原則禁止するというWTOにおける規律内容を超える規定は現時点でないとの情報がある。
		(2)輸出税(産品を輸出する際に輸出国が課す税)に関し、禁止の方向で議論が行われているが、 これに反対する国もあり、議論は収斂していない。
		(3)輸出補助金については,TPP参加国のFTAに例があるとおり原則的に禁止(第三国が使用する輸出補助金に対抗する輸出補助金は除外)の方向で議論されているとの情報がある。
		(4)食料安全保障に関連し,食料需給情報の共有等に関する提案が出されているとの情報がある。
		(5)医薬品関連のルールは、物品の貿易の分野ではなく、(制度的事項の)「透明性」の分野での 議論の中で扱われている。

- 1. 関税の減免の対象となる「締約国の原産品」(締約国で生産された産品)として認められる基準(原産地規則)について, 現状では交渉参加国が締結しているFTAごとに異なる原産地規則が存在するため, 9ヵ国間で統一された原産地規則を新たに策定するべく交渉が行われている。
- 2. 品目別原産地規則(PSR)を巡っては、センシティブ品目以外については交渉が進展しているが、最終的な合意までには、依然として作業が多く残されている模様。PSRは品目ごとの市場アクセスと関連があるので交渉の最後に議論されるとの情報がある。特に繊維製品のPSRについて、締約国以外の国で生産された原糸を使用した場合も原産品と認めるか否かが大きな論点となっており、交渉が難航している。
- 3. 繊維等について、実質的に締約国以外の国で生産された産品が、締約国の原産品として協定上適用される有利な税率で輸入(迂回輸入)されることを防止する観点から、締約国間の税関協力等を提案している国もあるが、受け入れは厳しいとする国もある。

2. 原産地規則

関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。

- 4. 「累積」【注】を採用することで意見が一致しているが、その適用については、TPP協定発効時点から全ての産品について可能とするか、全締約国の関税が撤廃された後の産品についてのみ可能とするかについて意見が分かれているとの情報がある。
- 【注】例えば締約国Aが、締約国Bで生産された原材料を使用して加工品を生産し、締約国Cに輸出する場合、B国産の原材料をA国産のものとみなして原産地を定めることを認めるもの。
- 5. 加工農産品について、基本的に輸入材料の使用を認める方向で議論が進んでいるが、原産品として認められるために必要な基準については、合意に至っていない。他方で、一部の加工農産品については、輸入材料の使用を認めない厳格な基準の適用を求めている国もあるとの情報がある。
- 6. 原産品であること(原産性)を証明するための制度について,輸出者が自ら証明書を作成する「自己証明」制度,輸入者が作成する「自己証明」制度,公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度が提案されている。自己証明制度を中心に議論が進んでいるが,受け入れに難色を示す国もあり,国ごとに異なる制度を適用するべきとの意見もあるとの情報がある。

\/\#\\	規定内容	是,"我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是 "我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的
7. \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		父涉状况
3. 貿易円滑化	貿易規則の透明 性の向上や貿易 手続きの簡素化等 について定める。	P4協定のテキストをベースに、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化・迅速化や国際標準への調和化のための規定、窓口一本化(シングル・ウィンドウ【注1】)等の要素について議論が行われており、大きな対立もなく、交渉が進展している。また、認定事業者(AEO)制度【注2】、事前教示【注3】についても、議論が行われているとの情報がある。 【注1】シングル・ウィンドウとは、関係機関の各システムを相互に接続・連携することにより、各輸入関連手続に共通する情報の重複入力の手間を省き、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことを可能とする制度。
		【注2】認定事業者(AEO)制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。 【注3】事前教示とは、輸入者等が税関に対し、輸入を予定する貨物の関税分類、関税率等について事前に照会し、回答を受けることができる制度。
		1. WTO·SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。具体的には、リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛争解決、委員会の設置などが議論されている。
	食品の安全を確保したり,動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	2. 現在のところ、特定品目に関する提案や議論はない。個別措置の解決については、TPP協定 交渉の議題には載せていないが、TPP協定交渉の会合が行われる機会に二国間で議論してい る国もあるとの情報がある。
4. SPS(衛生 植物検疫)		3. 措置の同等【注1】,地域主義【注2】及びリスク評価の手続については,関連する国際機関が作成したガイドラインに法的性格を持たせることが議論されているとの情報がある。一方,衛生植物検疫上の保護の水準は,WTO・SPS協定により各国に委ねられており,TPP協定交渉においても変更はないとする国もある。また,それらの手続きについて期限を設定することが議論されているが,期限を設定することについて否定する情報もあり,議論は収斂していない模様。 【注1】措置の同等とは,輸出国の措置が,輸入国の措置とは異なるが,同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には,これを同等の措置として輸入国が認める概念。 【注2】地域主義とは,病害虫発生国であっても,清浄地域(病害虫の発生していない地域)において生産されたものであればその輸入を認める概念。

. .

7A mm		
分野	規定內容	交涉状況
5. TBT(貿易 の技術的障害)	安全や環境保全等 の目的から製品の 特質やその生産工 程等について「規 格」が定められるこ が貿易の不必要な が質易の不必要な で害とならないよう	1. WTO・TBT協定の権利義務を再確認し、更に強化、発展させることが議論されている。例えば、 規格を策定する過程で相手国の利害関係者の参加を認めること、一般人からの重要なコメントへ の回答を開示すること,規格の適合性を評価する機関の認定に当たっての内国民待遇等が議論さ れている模様。
		2. 個別品目を対象とした規律に関しては提案があるが、議論は進んでおらず、そもそも個別品目を対象とした規律を協定に入れることについて合意はないとの情報がある。
	に、ルールを定める。	3. GMO(遺伝子組換え作物)やそのラベリング(表示方法), 自動車についての提案はない。
6. 貿易救済	ある産品の輸入が 急増し,国内産業りに でのおそれがまといる 場合,国内産業該 場のために当該産 品に対して,一時	1. セーフガード【注1】、アンチ・ダンピング【注2】、相殺関税【注3】等の措置について交渉が行われており、これらに関し、WTO協定上の権利義務を確認しつつ、更に透明性や適正な手続の確保について議論を行っている。他方、貿易救済措置は、物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、議論は収斂していない。 【注1】セーフガードとは、ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合に、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置。WTO協定に基づき、全てのWTO加盟国からの輸入品に対して一律に適用されるWTOの一般セーフガードに対し、FTAの規定に基づき、FTA締約国間で適用されるセーフガードを二国間セーフガード(二国間FTAの場合)、または地域セーフガード(多国間FTAの場合)等と呼ぶ。 【注2】アンチ・ダンピングとは、ダンピング(不当廉売)によって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に追加的に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合に、これを不当な廉売としてその差額について関税を課すもの。 【注3】相殺関税とは、輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。
	的にとることので きる緊急措置 (セーフガード措 置)について定め る。	2. セーフガードについては、WTOの一般セーフガードを基礎とすべきとする国と、TPP協定締約国間でのみ適用される地域セーフガードを認めるべきとする国があり、議論は収斂していない。また、品目別セーフガード(特定の品目を対象にしたセーフガード)が、一部の品目につき議論されている模様。
		3. TPP協定上の地域セーフガードについて、発動可能な期限を対象品目の関税が撤廃されるまでとすべきとする国が多いが、関税撤廃後も発動可能な制度とすることを主張する国もあり、議論は収斂していない。また、同一品目に対する再発動が認められるか否かについては、意見が分かれている模様。
		4. アンチ・ダンピングについては,手続きの透明性及び調査に関し,WTO協定以上の規定を設ける提案を行っている国がある一方,これに反対する国もあり,議論が進展していない模様。 9

分野	規定内容	交涉狀況
		1. WTO政府調達協定(GPA)【注1】並みの規定とするか, あるいはそれを上回る水準のものと するかを中心に交渉が行われている。
		2. 対象機関については、地方政府及びその他の機関も含めることを目指している国もあるが,現時点では中央政府に集中して議論されている。
	中央政府や地方 政府等による物 品・サービスの調 達に関して,内国 民待遇の原則や 入札の手続等の ルールについて定 める。	3. 対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて 議論されており、参加国に共通に適用される単一のものとすべきという主張や、具体的な額に関 する様々な提案が行われている模様で、議論は収斂していない。
7. 政府調達		4. 入札公告等における外国語の使用については、GPA並みの義務(例えば、英語で入札公告の概要を告示)が課されるであろうとの情報があるが、議論は収斂していない。 【注1】WTO・GPAは、外国人と自国民に対し、同等(無差別)の待遇を与える「内国民待遇」を原則としている。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則等についても規定している。TPP協定交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ(日本は締結済み)。
		なお, 2011年12月, WTO・GPA閣僚会議において, GPA改正交渉が妥結した。改正GPAでは, 対象機関及び対象となる調達物品・サービスの範囲の拡大や調達手続における電子的手段の使 用の推奨, 途上国に与えられる優遇措置の明確化などが定められている。

			•		
	'A			: 10	-
30.	_				т,
	F 23	300	۰	-	-25
	×	74	٠	-3	

規定内容

交涉状况

1. WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様。

2. 個別項目の中には、商標、地理的表示、著作権、特許、医薬品関連、執行関連等が含まれているが、各国の意見が異なっており、議論が続いている。

で刻える。 8. 知的財産 模倣 l

知的財産の十分で効果的な保護、 模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。 具体的には、視覚で認識できない商標、地理的表示の保護制度【注1】、著作権の保護期間、発明公表から特許出願までの猶予期間、営業秘密や医薬品のデータ保護期間、民事救済における法定損害賠償、著作権侵害に対する職権による刑事手続、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限【注2】、遺伝資源及び伝統的知識【注3】等が議論されている模様。

【注1】「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の地域等を原産地とするものであることを特定する表示をいう(TRIPS協定第22条第1項)。

【注2】インターネット・サービス・プロバイダの責任制限とは、インターネットによる情報の流通によって権利の侵害があった場合において、インターネット・サービス・プロバイダの損害賠償責任を制限すること。

【注3】遺伝資源とは、現実の、または潜在的な価値を有する遺伝素材のことであり(生物多様性条約第2条)、伝統的知識とは、定義自体世界知的所有権機関(WIPO)で議論されているが、一般的には、伝統的背景における知的活動から生じた知識のこととされている。

- 1. TPP協定交渉参加国がこれまでに締結したFTAに含まれる共通の要素(競争法の原則, 競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力, 公的企業及び指定独占企業に対する規律のあり方)を中心に議論されている。
- 2. 競争分野の条文案には、競争法及び競争当局を設置・維持すること、競争法を執行する手続の公正な実施、透明性の確保、消費者保護、私人が訴訟を行う権利を付与すること並びに競争当局間の技術協力に関する約束が含まれている。

なお、競争法の適用除外に関しては、適用除外に関する公開情報を他の締約国に提供するといった透明性の確保について議論が行われている模様。

3. 国有企業に特化した議論が行われており、2011年10月末に米国が提案した国有企業に関する条文案は、有利な待遇を与えられた国有企業により、競争及び貿易が歪曲されることを防止し、民間企業との間で、平等な条件(機会)が与えられることを意図するとしている。同提案については、各国が検討している段階であるが、国有企業の規律に後ろ向きな国もあるとの情報がある。

貿易・投資の自由 化で得られる利益 が、カルテル等に より害されるのを 防ぐため、競争 法・政策の強化・

改善,政府間の協力等について定め

る。

9. 競争政策

分野	規定内容
10. 越境サービス	国境を越えるサービス貿易制力を越大のでは、 を越大のでは、 を越大のでは、 を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
11. 商用関係 者の移動 (一時的入国)	貿易・投資等のビジネスに従事する 自然人の入国及 び一時的な滞在 の要件や手続等

めるとともに、市場 アクセスを改善す る。

国境を越えるサー ビスの提供(サー

易制限的な措置に

関するルールを定

貿易・投資等のビ ジネスに従事する 関係 自然人の入国及 び一時的な滞在 の要件や手続等 に関するルールを

定める。

1. ルール(サービス貿易の一般的規制を定めるもの)

(1)WTO·GATS(サービス貿易一般協定)に盛り込まれている。無差別原則(内国民待遇, 最惠 国待遇)、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保、 現地拠点設置要求禁止、いわゆる「ラチェット(つめ歯車)」条項【注】等に関する規定が議論され ており、核となる要素のほとんどについて合意した。

【注】「ラチェット」条項とは、内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し、自由 化の程度を悪化させない場合に限って例外措置を修正できることを定めるもの。

- (2)他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については、TPP協定発効後に専門職 の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の 資格・免許を相互承認することについての議論はない。
- (3) 急送便(エクスプレス・デリバリー) サービスについては、公正な競争条件の確保の観点から 提案がなされているが、急送便サービスについての規定を置くかも含め議論は収斂していない模 様。
- 2. 市場アクセス
- (1) ネガティブ・リスト方式(リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象 のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。)に基づいて交渉している。
- (2) 各国が作成したネガティブ・リストに記載された内容について互いに確認を進めている状況に ある。
- (3)市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われて いることからも、完全自由化(全ての障壁の撤廃)は目標になっていない。
- 1. 入国に関する申請処理の透明性の確保や、手続の迅速化、TPP交渉参加国の当局間の技術 協力の促進等について実質的な合意に近づいている模様。この分野の交渉内容は、通常のFTA で規定されている範囲のものとされている。
- 2. 技術協力に関しては、入国審査の際の生体情報による本人認証技術に関する具体的な提案 がなされている。
- 3. 専門家を含む商用関係者について、各国がそれぞれ約束を適用する範囲(「短期商用」「投資 家「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリー)を検討するとともに、各国共通の約束を行う のか、国ごとに独自の約束を行うのかについても議論が続いている。なお、自国の約束について 提案を行っていない国があるとの情報もある。
- 4. いわゆる単純労働者の移動は議論の対象となっていない。

12

Name of the Party		
分野	規定内容	交涉状況
		1. ルール(金融サービスの一般的規制を定めるもの) (1)透明性, 無差別性(内国民待遇, 最恵国待遇), 新しい金融サービスの公正な扱い, 投資保 護, 国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)手続の適用等について議論されている。
		(2)また,信用秩序の維持のための措置【注】についても議論されている。 【注】①投資家・預金者・保険契約者保護のための措置,②金融システムの安定性確保のための 措置
	金融分野の国境を越えるサービスの提供について,金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(3)保険サービスについて民間との対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報があるが、郵政事業体や共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。また、郵政事業体や共済についてはこれまで議論はないとの情報もある。
12. 金融サー ビス		(4)公的医療保険制度などGATSでも適用除外となっている国が実施する金融サービスの提供は、議論の対象となっていない模様。 ※米国は、公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行することを要求していることはないと明言。
		(5)国有企業の取扱いについては、金融サービスではなく、競争政策の分野で提案が行われている。
		(6)ISDS手続の金融サービス章への適用については, パネリストの選任等について議論されているが, 合意は形成されていない。
		(7)なお、金融サービス章の進捗自体は、他章と比較して芳しくないとの情報がある。

2. 市場アクセス

ネガティブ・リスト方式が検討されている模様。一部については、ポジティブ・リスト方式の検討が行われているとの情報もある。

分野	規定内容	交涉状況
13. 電気通信 サービス	電気通信の分野 について、通信イ ンフラを有する主 要なサービス提供 者の義務等に関 するルールを定め る。	1. 電気通信サービス分野の特殊性に鑑み, 実質的な競争を促すとの観点から, WTO・GATS (サービス貿易一般協定)において各国の自主的な約束に委ねられている事項(主要な電気通信事業者による反競争的行為の禁止, 相互接続の義務化等)や, TPP交渉参加国間の既存のFTAで規定されている事項(通信インフラへの公平なアクセス, コロケーション(既存の電気通信設備への第三者による設備設置), 相互接続, 周波数割り当て, 透明性, 競争等)について共通のルールを設けるべく議論されている。
		2. 電気通信サービス提供者に対し、相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要であるとの大筋での合意がある。また、規制に関連するプロセスの透明性の強化や、規制機関の決定に対する事業者の不服申立ての権利の確保についてもほぼ合意しつつある。
		3. この他に, 特定の情報通信技術(例えば通信方式等)を用いることを政府が義務付ける等により電気通信事業者の自由な技術の選択を妨げてはならない旨の規定や, 高価な国際携帯ローミング料金への対応について提案が行われている。
14. 電子 商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	TPP協定交渉参加国の二国間FTAを参考としつつ, 内国民待遇, 最恵国待遇, オンラインの消費者保護, 電子署名・認証の採用, 貿易文書の電子化, コンピューター施設やサーバーの設置場所についての制限の禁止, スパム(迷惑メール)対策, プライバシー保護, 国境を超える自由な情報流通の確保【注1】等が議論されている模様。また, デジタル製品【注2】については関税不賦課の方向で議論されている模様。 【注1】具体的には, サービス提供者やその顧客が, 国内外を問わず, 電子的に情報を伝送し, 情報にアクセスできることを確保すること。
		【注2】デジタル製品とは、例えばコンピュータ・プログラム、設計図、映像及び録音物又はそれらの組合わせから成り、デジタル式に符号化されたもの。

District of the Control of the Contr		
分野・	規定内容	交渉状況
15. 投資	内外投資家の無 差別原則(内国民 待遇, 最恵国待 遇), 投資に関す る紛争解決手続 等について定める。	1. ルール(投資に関する一般的規則を定めるもの) (1)保護を与える対象となる投資家及び投資財産の範囲や、保護の内容となる内国民待遇、最惠国待遇、公正衡平待遇、収用と補償、特定措置の履行要求の禁止等について議論されている。特定措置の履行要求の禁止については、WTOの「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM協定)」を超える義務である技術移転要求の禁止や役員国籍要求の禁止等を含めるか否かについて議論されている模様。また、健康や環境の保護などの公共の利益のために規制を行う権利を保護する規定についても議論されている。 (2)「国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)手続」については、濫用を防ぎ、投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されており、その適用範囲についても議論が続いている。ISDS手続を利用した乱訴を防ぐべきであるとの認識が共有されているという情報や、国家による一定の行為についてはISDSの対象外とすることを議論しているという情報もある。ISDS手続の透明性確保のための規定が検討されているとの情報もある。ISDS手続の適入そのものに反対している国もある。

分野	規定内容	交涉状況
		1. 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等、TPP交渉参加国間の既存のFTAで定められている規定について議論が続いている。
16. 環境 進	智易や投資の促	2. これに加え, 野生動物の違法取引, 漁業補助金, 違法伐採, サメの保護等に関する米国の提案【注】等につき議論が行われているが, 議論は収斂していない模様。漁業補助金については, 過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが, 各国との間で対立があり, 合意に至っていない。
	進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	【注】2011年12月5日,米通商代表部(USTR)は「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」を発表。その中で、環境保全の枠組み(野生動物・森林・海洋生物資源の保護のための国内法に違反して捕獲または輸出された製品の取引の禁止等)を提案したことを明らかにしている。また、この枠組みを補完するため、①特別に懸念される野生生物、②海洋漁業(漁業補助金に関する規律、サメのヒレ切り活動を抑止する特定の義務等)、③違法伐採と関連する貿易、の3つの分野について、特定の規定を提案したとしている。(ただし、提案された条文案については明らかにされていない。)
		3. この他, 生物多様性, 気候変動や環境物品の関税撤廃, 紛争解決手続章の手続きの適用等 に関する議論も行われている模様。
進の 17. 労働 準を ない	貿易や投資の促 進のために労働基 準を緩和すべきで ないこと等につい	1. 貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止, 国際的に認められた労働者の権利保護, 各国間の協力・協調を確保するためのメカニズム等について議論が行われている。
		2. 米国が第9回交渉会合(2011年10月)に条文案を提出したが,実質的な議論は行われておらず,議論の基礎となる統合条文案は未だ作成されていないとの情報がある。
	て定める。	3. 労働章に紛争解決章の手続を適用するかについても議論が行われている。

/ \ m=		
分野	規定内容	是是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就会一个人,我们就会一个人,我们就会一个人,我们就会一个人,我们就会一个人,我们 第一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就
18. 制度的 事項 (法律的 事項)	協定の運用等に ついて当事国間で 協議等を行う「合 同委員会」の設置 やその権限等につ いて定める。	協定の運用に関する協議等に必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント(連絡窓口)等に関する事項が議論されている模様。また、新規加盟国についての承認方法に加えて、法令制定手続の透明性や腐敗の防止について提案があり、議論しているとの情報がある。また、医薬品及び医療機器の償還(保険払戻)制度の透明性等を担保する制度を整備し、手続保障を確保すること(関係者への周知、プロセスの公開、申請者の参加等)について提案をしている国がある一方で、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるとの情報がある。
		1. 協定の解釈または適用の不一致等に起因する締約国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続に関し議論されている。
19. 紛争解決	協定の解釈の不 一致等による締約 国間の紛争を解 決する際の手続き について定める。	2. 仲裁裁判の設置, 仲裁人の事前登録制度や仲裁人をTPP締約国の国籍保持者に限定する 国籍要件等, 仲裁裁判の手続に係る様々な提案について集中的に議論しているが, 依然として 合意は得られていない模様。
		3. 非違反申立【注】については提案はなされているが、非違反申立に反対の国もあり、これまで十分な議論は行われてない模様。 【注】非違反申立てとは、被申立て国が協定に違反しない措置を執ったことにより、協定に基づき与えられた申立て国の利益が無効化または侵害された場合、協定の紛争解決手続において申立てを行うことができる制度である。WTO協定の紛争解決手続においても、既に非違反申立て制度が認められている。
	協定の合意事項 を履行するための 国内体制が不十	1. TPP発効後の締約国間の協力メカニズム等について議論が行われているが,未だ議論は進んでない。最終的に協力分野が独立の章として盛り込まれるか否かも依然として明確ではない。
20. 協力	分な国に, 技術支 援や人材育成を	2. 中小企業の能力構築をどう進めるかも論点になっているとの情報がある。
	行うこと等につい て定める。	3. 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に専門家を派遣するなどの能力構築(人材育成)支援を既に行っているとの情報がある。

分野	規定内容	交涉状況
		以下の4つの課題(それぞれが独立した章になるかは決まっていない)を取り込むべく議論が行われている。各国提案の中には法的義務を伴う規定もあれば、努力目標のような規定もあるとの情報がある。
		(1)規制制度間の整合性:各国において規制に関する中央調整機関を設置することや規制制度の変更に関する通報のメカニズムを確立すること等,透明性や予見性の確保が議論されている模様。
21. 分野横断 的事項	複数の分野にまた がる規制や規則 が,通商上の障害 にならないよう,規 定を設ける。	(2)競争力及びビジネス円滑化:競争力強化及びビジネス円滑化に関する委員会の設置や, TP P各国に展開しているサプライ・チェーンを前提としたビジネス円滑化のための取組みについて議論が行われている。各国の経験や優良事例を共有するためのAPECでの取組が議論の一つの土台となっている。
		(3)中小企業:中小企業による国際的な取引の促進等の観点から,TPPを活用するために必要な情報(例えば,TPPの下での低い関税率の適用を受けるために必要な書類や関連情報等)を各国の専用ウェブサイトに整理して掲載する方法や,協定発効後に中小企業がTPPの運用面で直面する問題について定期的にレビューし,その解決に取り組む方法等が議論されている。
		(4) 開発: TPP協定の様々な規定を途上国が遵守する際に直面する課題(企業の社会的責任,インフラ開発,国内ビジネスの振興や環境保護)に途上国の需要を踏まえ対処する方法について議論されている模様。

TPP協定交渉の現状について (第3グループの関心分野を中心に)

内閣官房 · 外務省 · 厚生労働省

<医療保険制度関係>

TPP協定交渉の現状

- 混合診療の全面解禁、営利企業の医療参入、公的医療保険制度のあり方そのものに ついては、議論の対象となっていない。
- 医薬品及び医療機器の償還制度の透明性等を担保する制度を整備し、手続保障を確保すること(関係者への周知、プロセスの公開、申請者の参加等)について提案をしている国がある一方で、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるとの情報がある。

【参考1】カトラー米国通商代表補の発言

(於:東京「米国ーアジア・ビジネスサミット」(2012年3月1日))(抄)

この機会に、日本の友人及びプレスに対して明確にしたい。TPPは、

- ▶ 日本や他の国に自国の医療保険制度を民営化を強いるものではない。
- ▶ 混合診療を含め、民間の医療サービス提供者を認めることを要求するものではない。
- ▶ 日本の学校で英語による授業を求めるものではない。
- ▶ 単純労働者の受入れを求めるものではない。
- ▶ 他の国の専門家資格の承認を求めるものではない。

【参考2】TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果(米国)(2012年2月7日)

公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他のTPP交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。

【参考3】TPP交渉参加国の公的医療保険制度等(概要)

国名	公的医療保険制度等の概要
豪州	税支出により、国民全般を対象とする公的医療保障制度があり、給付の対象やその具体的な給付額については政府により決定されている。
ブルネイ	税支出により、国立病院は無料(初診料のみ 1 ドル支払う)。
チリ	公的保険として、国民の70%が加入する国立健康基金(FONASA)がある。
マレーシア	税支出により、公立医療機関における国民の医療費負担は軽減されている。
N Z	税支出による個人傷害補償が存在(公立医療施設における医療費は無料)。
ベルー	公的医療保険には、労働者に対する保険及び貧困層を対象とした保険(併せて国民の58%が加入)のほか、現業公務員(軍及び警察)を対象とした保険の二種類がある。公的医療保険が適用される医療機関は健康保険病院等に限定されており、当該医療機関で提供される医療行為はすべて各公的医療保険の対象となる。
シンガポール	医療費を賄う制度として、労使で医療目的等に用途を限定した個人口座に積み立てた資金を医療費に充当する制度が中心としてある。
米 国	公的医療保険としては高齢者と障害者を対象とする公的医療保険(メディケア)及び一定の条件を満た す低所得者への公的扶助制度(メディケイド)がある。
ベトナム	全国民に公的医療保険への加入義務あり。

<医薬品関係>

TPP協定交渉の現状

○ 知的財産分野では、個別項目として、医薬品のデータ保護期間があがっているが、意見 は収斂していない模様である。

【参考1】医薬品のデータ保護期間

新薬の承認後、一定期間、先発企業の提出したデータを後発医薬品の承認のために 使用しない(後発医薬品が承認されない。)こと。

【参考2】米韓FTAでの医薬品のデータ保護期間

新薬の承認後5年以上は、その新薬の承認のために先発企業が提出したデータをもと に後発医薬品を承認してはならないという規定が盛り込まれている。(第18.9条第1項)

【参考3】日本のデータ保護期間

8年間(※ 再審査制度による実質的な保護)

再審査制度:新薬について、先発企業が承認取得後も引き続き、医療機関で使用されたデータ等を集め、承認された効能効果、安全性について、再度確認する制度。

く食の安全、安心関係>

TPP協定交渉の現状

- WTO・SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。具体的には、 リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛 争解決、委員会の設置などが議論されている。
- 食品添加物、残留農薬基準等の個別の食品安全基準の緩和や遺伝子組み換え食品 の表示ルールは議論されていない。

【参考1】SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)概要

- ▶ WTO協定の附属書の一つ。
- ▶ ①食品添加物や残留農薬の基準の設定などの措置(食品衛生分野)、②植物に有害な病害虫を防ぐための措置(植物検疫分野)、③家畜等の動物に有害な疾病を防ぐための措置(動物検疫分野)、などの措置について取り扱う。
- ▶ 加盟国は、①国際的な調和を図るため、関連の国際機関によって作成された国際基準や指針、 勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること、②ただし、科学的に正当な理 由がある場合は、国際基準や指針、勧告よりも厳しい措置を導入することができること、とされて いる。
- ▶ 加盟国は、衛生検疫措置を行う際には、①措置の水準について、貿易に対する影響を最小限にするよう考慮すること、②国際機関のリスク評価手法を考慮しつつ、適切にリスク評価を行うこと、③国際貿易に対する差別または偽装した制限を避けること、などを遵守しなくてはならない。

【参考2】遺伝子組換え食品表示制度に関する米·豪·NZの立場

- ▶ 米国は、他国における遺伝子組換え食品等の義務的表示制度が米国産品の輸出の障壁となっているとして、我が国、韓国、豪州、ニュージーランド等、各国の義務的表示制度に懸念を表明している。
- ▶ 豪州に関しては、2001年から遺伝子組換え食品の表示制度を有しているが、現在まで基本的に制度に変更はないと承知している。
- ▶ NZ政府は、平成23年8月、TPP交渉に関連して、現在の遺伝子組換え食品表示に関する政策には広範な支持があり、これはTPP協定交渉においてNZがとる路線の基礎となる旨述べている。

【参考3】米韓FTAにおける遺伝子組換え食品表示制度の取扱い

当初、米国は米韓FTA交渉の中で遺伝子組換え食品表示の問題を扱うことを主張していた模様だが、最終的に同問題はFTA交渉では扱われず、別途専門家間の協議が行われることとなったと承知。

<医師、看護師等の資格関係>

TPP協定交渉の現状

○ 他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については、TPP協定発効後に専門職の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。

【参考1】EPA・FTAのサービス貿易分野における「承認」の取扱い

1. 承認とは

他国のサービス提供者に対して、資格、免許又は許可を与えるに際し、他国の資格、 免許、満たされた要件、得られた経験又は教育を承認し、自国のものと同様に取り扱う こと。これを相互に行う場合を「相互承認」という。

2. TPP交渉参加国間のEPA·FTAにおける承認

TPP交渉参加国のEPA・FTAにおいては、サービス提供者に係る資格等の相互承認について、二国間での協議の枠組みを設けたり、優先的にその可能性を検討する資格を予め列挙するものがある。ただし、協定によって直ちに相互承認を義務とするものはない。

【参考2】カトラー米国通商代表補の発言(「米国ーアジア・ビジネスサミット」(2012年3月1日)) (抄)

➤ TPPは他国の専門資格を承認するよう各国に求めるものではありません。

<関係業界の主な関心事項>

関係業界の関心事項のうち、TPP協定交渉に関連するものとして主に以下のようなものがあげられる。

医薬品業界

【新薬メーカー】

○ データ保護期間の日本並みの期間への延長、パテントリンケージ制度 (医薬品の承認にあたり、特許を考慮する制度)の導入

【ジェネリック医薬品メーカー】

○ データ保護期間の延長に反対、パテントリンケージ制度に反対

医療機器業界

○ 東南アジア・南米諸国の中には関税が残っている国や、政府調達において 自国民優遇政策をとっている国もあり、それらの改善を求める意見がある。

TPP対策委員会第3グループ関連の論点に関する業界団体意見

(TPPに関する意見取りまとめ(平成24年7月19日現在 内閣官房))を基に要約

〈医療保険制度〉

- 公的医療保険制度の崩壊を懸念
 - (主婦連合会、全国消費者団体連合会、四病院団体協議会、日本医師会、日本看護協会日本歯科医師会、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、日本薬剤師会)
- 混合診療の解禁を求められるのではないか (四病院団体協議会、日本医師会)
- 営利企業の医療機関経営参入を懸念○ (四病院団体協議会、日本医師会)
- 医薬品、医療機器の償還制度への影響を懸念 (四病院団体協議会、日本医師会、日本看護協会、日本薬剤師会)
- 米国からの規制緩和等の制度変更要求をTPPにおいても 要求されることを懸念

(四病院団体協議会、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会)

<医薬品の特許権>

〇 ジェネリック医薬品の製造販売の阻害を懸念 (日本製薬団体連合会)

く食の安全、安心>

- 残留農薬、食品添加物、トレーサビリティ等、 我が国固有の規制・基準が緩和されることを懸念 (主婦連合会、全国消費者団体連絡会、JA全中)
- 遺伝子組換え食品の表示義務撤廃を懸念(全国消費者団体連絡会、全国中小企業中央会、日本乳業協会、全国農協乳業協会、全国乳業共同組合連合会、JA全中)

<医師、看護師等の資格>

○ 専門性の高い職業について、資格の相互承認の可能性は あるのか

(日本看護協会)